



Vol.151

トクちゃん新聞

6月号

テニスもゴルフも
少しずつ再開です。



令和2年6月8日発行

株式会社繁盛会計
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19
サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: info@ft-tax.com

◆ 頑張ってます。頑張きましょう。

徳野



緊急事態宣言はひとまず解除となり、弊社も6月8日から全員週5出勤に戻すことにしました。ただ、通勤時の感染リスク軽減のため**時差出勤の奨励**と**電話受付時間の短縮**は継続することとさせていただきます。ご不便をおかけいたしますが何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。



テレワークでもある程度仕事ができることが判明しましたが、会社以外に働ける**環境の維持にはコスト**がかかります。**作業効率の悪さ**もありますし、**企業・組織へのロイヤルティ(忠誠心)**も**希薄**になるだろうと思います。



一方で、コロナ以前から言われていた「働き方改革」「働き方の多様性」の点からは、テレワーク可能な職場であることが労働力の定着や獲得には有利となることも意識せざるを得ません。また、秋以降に来ると言われている第二波にそなえて、再度のテレワークが可能となる**ツールとルールの整備もしておく**必要があると思っています。

秋以降のことも大事ですが、**何よりも今**、いろんなご不安を抱えていらっしゃるお客様に、引き続き**頼りにしていただけますよう、お役に立てますよう**、スタッフ一同頑張ってます。よろしくお願いいたします！頑張りましょう！

◆ 大阪府休業要請外支援金について

北岡



大阪府は、**休業要請支援金の支給対象外**となった施設運営者で、**府内に事業所を有する**中小企業やその他の法人及び個人事業主について、「**休業要請外支援金**」を支給することとされています。

1. 申請受付期間

令和2年6月30日(火曜日)まで(当日消印有効)

2. 支給額

・中小企業・その他の法人 府内に複数事業所を有する場合**100万円** 1事業所の場合**50万円**

・個人事業主 府内に複数事業所を有する場合**50万円** 1事業所の場合**25万円**

3. 対象要件

令和2年3月31日以前に開業又は設立し、営業実態のある中小企業やその他の法人及び個人事業主で、次の(1)から(3)までの3つの要件を全て満たすことが必要です。

(1) 令和2年3月31日時点で**大阪府内に事業所を有していること**

(2) 令和2年4月又は4月と5月の平均の売上が前年同期比で**50%以上減少**していること

(3) **休業要請支援金の支給対象でないこと**

※詳細は各担当者までお問い合わせ下さい。



◆ 家賃支援給付金について

小笠原



経産省・中小企業庁は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上の急減に直面する事業者に対し、事業継続の下支えをするため、固定費の中でも大きな負担となっている地代家賃負担を軽減することを目的に、テナント事業者に対して「**家賃支援給付金**」を支給予定です。

※令和2年度第2次補正予算案の成立(6月中旬頃)が前提となっており、今後内容等に変更がある場合があります。

1. 給付対象者

中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、

5月～12月において以下のいずれかに該当するもの

① **いずれか1ヵ月の売上が前年同月比で50%以上減少**

② **連続する3ヵ月の売上が前年同月比で30%以上減少**

2. 給付額

申請時の**直近の支払家賃(月額)**に基づいて算出した給付額の

6倍(6ヵ月分)を支給。月額上限は法人100万円、個人50万円と

なっています。(右図は法人の場合の月額算出イメージ)



◆ 税務スケジュール(6月)

6月10日(水)

- ・5月分 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付
- ・12月から5月分 住民税の納付(特別徴収・納期の特例分)

6月30日(火)

- ・5月分 社会保険料の納付
- ・4月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・10月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・1月・7月・10月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

労働保険料申告 第1期納付【8月31日(月)まで期限延長】

7月10日(金)

- ・社会保険 算定基礎届の提出
- ・源泉所得税(納期の特例 1月から6月分)納付

※6月分より住民税徴収税額が変更となります。
端数の関係で7月分も金額の変更がありますのでご注意ください。
※源泉所得税納付(納期の特例)は7月10日(金)が期限です。

弊社で納付書を作成されている顧問先様へ

5月分までの給与・賞与の支給状況をお知らせください。

6月支給分につきましては、支給内容が決まり次第お知らせ願います。

コロナによる納税猶予が認められる場合があります。

また、期限延長の場合がございますので、最新情報をご確認ください。

喜多



◆ 桁数の多い金額は、[.] (カンマ) や [/] (スラッシュ) で入力ミスが減らしましょう

永山



例えば、弥生会計で請求書「1,000,000円」の金額を入力するとき、
「0」を頑張って沢山打ち込んだのに1桁足りなかった…もしくは1桁多かった…という
少し悲しい気持ちになることはないでしょうか…?

キーボードで数値を入力する場合は、[.] (カンマ) キーや [/] (スラッシュ) キーを押すと、
「000」(3桁のゼロ)を一度に入力することができます。

上記の例の「1,000,000」を入力する場合は、
「1」「,」「」で入力できます。

慣れると「0」を数える面倒が無くなる、少し便利な機能です。
ご入力の際は是非お試しください。



◆ 中止になったイベントチケット 捨てる前にご検討ください!

大熊



新型コロナウイルスの流行以降、
各地でイベントの中止や延期が発表されているかと思えます。

その中で、もし
『主催者から払い戻しの連絡は来ているけれど、
応援も兼ねて払い戻しはしないでおこう。』
と考えている方がいましたら、

チケットは捨てる前に取っておくことをオススメします。

払い戻しをしないことで、結果的に主催者に『寄付』をしたとして
確定申告により**寄付金控除**を受けられる可能性があります。

例えば、10,000円のチケットを払い戻ししないことを申告する場合、
最大で4,000円の減税となります。

※税額控除を選択した場合。実際の減税額は個人の状況により異なります

優遇を受けるための大まかな流れとしては、

- ① 主催者に、払い戻しを受けないことを連絡する
 - ② 主催者から、証明書もらう
 - ③ 証明書を使って、確定申告を行う
- というステップになるようです。

証明書をもらう際、チケット原本が必要な場合もあるため
寄付金控除の対象になりそうなお手元のチケットは
現時点では、一旦保管しておくのがベターだと思われます。

※どのイベントが対象になるかは、
文化庁・スポーツ庁のHPで順次公表されています。

※既に中止が決定されたイベントで、
払い戻しを行わないことを決定・公表しているイベントは
対象にはならないとのことです。



◆ パパの仕事

北岡



緊急事態宣言中、弊社も在宅勤務を導入して
おりましたので宿題をする学校休業中の息子と何日も
自宅で机をならべ仕事しておりました。

親の仕事を見るのはいい機会だったと思い、感想を聞く
「パパの仕事は電話の相談とメールの確認やな」とのこと。

確かにCOVID-19の影響でお客様より電話や
電子会議室、メールでの相談件数も多かったの
もありますが、そういう感想をもらえるのは、
やりたい仕事ができているということなので
よかったです。



◆ クイズ

伊藤



新型コロナの影響により収入が概ね2割以上減少し
ている場合に、納税の“**特例猶予**”が受けられる事にな
りましたが、対象となる国税は次のうちどれでしょうか。

- ① 令和2年2月1日 ~ 令和2年5月31日 
 - ② 令和2年2月1日 ~ 令和2年12月31日 //
 - ③ 令和2年2月1日 ~ 令和3年1月31日 //
- までに納期限が到来する国税

今回の特例は**延滞税なし・1年間猶予・無担保**となっております。
中間申告・予定申告・地方税にも同様の制度があります。
お困りの際は、弊社にご相談ください。

答え ③